

令和 4. 4. 1 制定

改正 令和 7. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学大学教育・学生支援機構規則第3条第3項及び群馬大学入学試験管理運営規則第3条の規定に基づき、アドミッションセンター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、群馬大学（以下「本学」という。）における入学者選抜方法の企画及び立案、入学者選抜実施の総括、入学者選抜の改善に係る分析及び調査、入学者選抜に係る情報の適正な管理並びに高大連携及び学生募集広報の推進を図ることを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 入学者選抜方法の企画、立案及び改善に関すること。
- (2) 入学者選抜（大学入学共通テストを含む。）実施に係る総括に関すること。
- (3) 入学者選抜の結果の分析及び評価に関すること。
- (4) 入学者選抜に係る調査及び研究に関すること。
- (5) 入学者選抜に係る情報の保護、管理及び開示に関すること。
- (6) 入学者選抜に係るリスクマネジメントに関すること。
- (7) 高大連携活動の企画、立案及び実施に関すること。
- (8) 学生募集広報活動の企画、立案及び実施に関すること。
- (9) その他センターの目的を達成するために必要な事項。

(職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) アドミッション・コーディネータ
- (4) その他センター長が必要と認める教職員

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第6条 副センター長は、入試方法開発・分析担当及び高大連携・学生募集広報担当各1名とし、それぞれ本学の教職員のうち学長が指名する者をもって充てる。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

3 センター長に事故あるときは、あらかじめセンター長が指名した副センター長がその職務を代行する。

- 4 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

第7条 センターに、センターの管理運営及び第3条各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項並びに第8条に規定する入学試験委員会及び第9条に規定する高大連携・学生募集広報委員会からの提案について審議するため、アドミッションセンター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議は、第4条第1号から第3号に規定するセンターの職員をもって組織し、センター長が必要と認めたときは、第4条第4号に規定するセンターの職員から適任者を加えることができる。
- 3 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 4 議長は、運営会議を招集し、これを主宰する。
- 5 運営会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 6 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。
- 8 議長は、運営会議の審議結果を大学教育・学生支援機構長に報告するものとする。
- 9 運営会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

(入学試験委員会)

第8条 センターに、入学試験の円滑な実施を図るため、アドミッションセンター入学試験委員会（以下「入学試験委員会」という。）を置く。

- 2 入学試験委員会については、別に定める。

(高大連携・学生募集広報委員会)

第9条 センターに、高大連携活動及び学生募集広報活動の円滑な実施を図るため、アドミッションセンター高大連携・学生募集広報委員会（以下「高大連携・学生募集広報委員会」という。）を置く。

- 2 高大連携・学生募集広報委員会については、別に定める。

(事務)

第10条 センターの事務は、学務部学生受入課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 群馬大学高大接続システム改革室規程（平成28年2月26日制定）は、廃止する。
- 3 群馬大学大学教育・学生支援機構学生受入センター規程（平成18年4月1日制定）

は、廃止する。

- 4 群馬大学大学教育・学生支援機構学生受入センター運営委員会内規（平成18年4月1日制定）は、廃止する。
- 5 群馬大学大学教育・学生支援機構学生受入センター入試部会要項（平成19年3月7日制定）は、廃止する。
- 6 群馬大学大学教育・学生支援機構学生受入センター広報部会要項（平成19年3月7日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。